入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件である。
令和元年９月９日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長　後藤　一也
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　宮古伊良部農業水利事業　仲原地下ダム（右岸端部）建設工事
⑶　工事場所　沖縄県宮古島市城辺字友利地内
⑷　工事内容　本工事は、国営宮古伊良部土地改良事業計画に基づき、仲原地下ダムを建設するものである。
トンネル工　Ｌ＝107.0m
施工始点　測点№43＋49.143
施工終点　測点№46＋6.143
３心円　Ｒ１：3.0m　Ｒ２：２Ｒ＝6.0m
止水壁工　Ｌ＝134.6m
施工始点　測点№43＋42.143
施工終点　測点№46＋32.743
（施工済区間　№43＋46.643～№44＋2.643）
施工面積　Ａ＝3,849㎡
締切面積　Ａ＝3,689㎡
仮設工　１式
⑸　工期　令和４年１月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート、鋼製支保工、セメント（普通ポルトランドセメント）、ベントナイト
⑺　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ（品質向上重視型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間沖縄総合事務局（農林水産部）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⒀　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に関わる確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⒁　本工事は、女性も働きやすい現場環境の整備（男女別トイレ・更衣室の設置）について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⒂　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
②　本方式の実施方式は、包括的単価個別合意方式（工事数量表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）とする。
③　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。
⒃　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
⒄　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⒅　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）であること。又は、二者若しくは三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局長から特定ＪＶとして資格認定を受けている者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　沖縄総合事務局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち「農林土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　沖縄総合事務局における農林土木工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者については1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。
⑸　施工実績
①　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者は、平成16年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
②　同種工事とは、ボーリンググラウト工事とし、規模は問わないものとする。
③　単体有資格業者及び特定ＪＶ（代表者、構成員のいずれか）は、平成16年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した「沖縄県赤土等流出防止条例」（平成６年10月20日沖縄県条例36号）に基づく赤土等流出防止対策工事の実績を有すること。
また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。
イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る））の資格を有する者。
ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。